

**令和 7 年度地域包括ケアシステム実践者向け研修（自立支援型地域ケア会議）
業務委託仕様書**

1 委託業務名

令和 7 年度地域包括ケアシステム実践者向け研修（自立支援型地域ケア会議）
業務

2 目的

地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、自立支援型ケアマネジメントに資する地域ケア会議において、多職種連携により効果的なケアプラン作成を支援し、高齢者の自立を促進することが重要である。このため、地域ケア会議コーディネーター（司会者）及び助言者、ケアマネジャー向けの研修を実施する。また、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に地域包括ケアシステムの取組に係る情報交換会を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

（1）研修及び情報交換会の実施

ア 自立支援型地域ケア会議コーディネーター（司会者）向け研修

【概 要】

自立支援型地域ケア会議のコーディネーター（司会者）養成及び地域課題の抽出につながる会議運営のノウハウを習得できるよう研修を実施する。県内又は県外の好事例の紹介や、模擬事例の検討等を含めた研修とすること。

【受講対象者】

市町村職員、地域包括支援センター職員等

イ 自立支援型地域ケア会議助言者（多職種合同）向け研修

【概 要】

歯科医師・歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士・栄養士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等に対し、自立支援型地域ケア会議で効果的な助言をするための研修を実施する。県内又は県外の好事例の紹介や、模擬事例の検討等を含めた研修とすること。

【受講対象者】

自立支援型地域ケア会議に助言者として参加している歯科医師・歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士・栄養士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等

ウ ケアマネジャー向け介護予防ケアマネジメント研修

【概 要】

介護支援専門員が自立支援の考え方をもち、地域資源を活用したケアプランの作成が出来るよう研修を実施する。模擬事例によるケアプラン作成等のワークを含めた研修とすること。

【受講対象者】

介護支援専門員、地域包括支援センター職員等

エ 地域包括ケアシステムの実現に係る情報交換会

【概 要】

市町村職員や地域包括支援センター職員等が他市町村の実現を知り、地域包括ケアシステムに係る実現に活かせるよう情報交換会を実施する。

【受講対象者】

市町村職員、地域包括支援センター職員等

(2) 実施時期等

- ・実施時期 9～3月
- ・実施回数 上記(1)ア～エの研修及び情報交換会を各1回以上
- ・参加者数 各100～200名程度
- ・実施方法 原則オンラインで実施。対面で実施する場合は、県と協議して決めるものとする。

(3) 業務内容

各研修及び情報交換会について、下記の業務を実施する。

ア 研修等の企画

- ・プログラムの作成
- ・日程の調整、会場の確保
- ・講師の選定、講師の依頼、講師との連絡調整、講師に対する謝金や交通費の支払い、講師との事前打合せ

イ 研修等の運営

- ・開催案内の作成、研修に係る問い合わせ対応
- ・参加申込みの取りまとめ、参加者リストの作成
- ・資料の作成・送付
- ・当日に必要となる消耗品の手配
- ・当日の運営(受付・司会進行等)・問い合わせ対応
- ・その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

※オンラインのライブ配信の研修の場合は、アーカイブ配信を実施すること。
アーカイブ配信を実施する範囲については、県と協議して決定する。

ウ 研修後

- ・アンケート結果集計
- ・研修動画データの納品
- ・報告書の作成

5 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本事業の報告書に係る一切の権利は埼玉県に帰属するものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。